

第4章 施策の展開

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

貧困を連鎖させないためのプラットフォームとして学校を位置づけ、総合的な子どもの貧困対策を行います。

① 学校教育による学力保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、音楽や理数教育充実のための非常勤講師や特別支援教育指導員の配置、適応指導教室等により、支援が必要な児童生徒に対し、個々の状況に応じてきめ細やかな指導を推進します。

また、教職員の資質向上を図るために研修を充実するとともに、児童生徒・保護者・教職員に対する教育相談を行うほか、家庭学習を含めた学習習慣定着に向けた支援を行います。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

児童生徒の家庭環境等を踏まえ、学校を窓口として、支援を要する子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教育に加え、社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。

また、児童生徒の感情面や情緒面の支援を行うため、スクールカウンセラーの配置を拡充し、児童生徒や保護者に対して、カウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対し、助言や情報提供を行い、相談体制の充実を図ります。

③ 地域と学校との連携強化

各地域に応じた学校・地域の連携組織の設置を進め、地域ボランティアによる学習支援や放課後子ども教室における体験活動への支援など、学校・家庭・地域連携・協働した事業を充実させることにより、地域社会全体で、子どもの教育にあたる体制の実現を目指します。

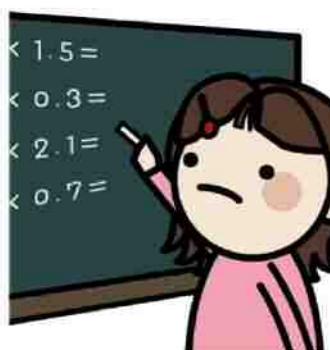
④ キャリア教育の推進

就業前の児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力を育てるとともに、地域の企業等の事業への理解を深めてもらうため、職業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動を地域の様々な機関と連携して行うほか、大学等の高等教育機関と連携して資格取得のための講座等の情報提供やeラーニングを活用した就労や学び直し、キャリアアップに寄与する学習機会の提供など、個人生活の向上とともに、市民生活や地域産業経済を支える人材の育成にもつながる、キャリア教育を推進します。

⑤ 学校給食による食育の推進

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食の補助を行い、低所得世帯への支援を実施します。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。



	事業名	事業内容や取組み	所管課
①	「わかる授業」の推進	全国及び本市の学力調査の分析結果をもとに、各学校における学力向上のためのアクションプランを作成・実施するとともに、各種研修会や訪問指導を通して、授業改善に努め、「わかる授業」の推進を図ります。	教育センター 指導課
①	学力状況調査の実施と活用	全国学力学習状況調査、千葉市学力調査・意識調査を実施し、結果の分析を行い、その成果をもとに学力の向上を図ります。	教育センター 指導課
①	学習習慣定着に向けた支援	家庭環境の様々な要因から学習習慣が身についていない児童生徒の学習意欲を喚起するため、授業改善や指導力の向上により、日常の学校生活での指導を行うとともに、eラーニングの活用など効果的な支援策を検討・実施します。また、家庭学習の習慣化に向け、学校配付資料や保護者向けリーフレットの活用を推進します。	教育センター 指導課
①	音楽や理数教育充実のための非常勤講師配置事業	音楽や理数教育充実のための非常勤講師を小中学校に配置します。	指導課
①	学校運営充実のための非常勤講師配置事業	学校運営充実のための非常勤講師を配置します。	教職員課
①	特別支援教育指導員配置事業	通常の学級に在籍する A D H D 児等の内、学級での授業や活動に困難な状況にあり、緊急に対応が必要な児童生徒に対し、学級担任と協力し、個々の教育的ニーズに対応した的確な指導を行えるよう、学校に一定期間、特別支援教育指導員を配置します。	養護教育センター
①	特別支援教育介助員配置事業	通常の学級又は特別支援学級に在籍する常時介助が必要な児童の安全を確保するとともに、学級内の他の児童の学習保障及び担任教員の負担軽減のために、特別支援教育介助員を配置します。	養護教育センター
①	適応指導教室運営事業	不登校児童生徒に対して、個別のカウンセリング・体験活動や集団での活動・個に応じた学習指導等を行い、学校生活への復帰を手助けします。	教育センター
①	教職員研修事業	研修により、教職員の実践的指導力や経営力を高めるとともに、社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。	教育センター 養護教育センター
①	教育相談事業	児童生徒等の教育上の問題や悩みを解決するため、児童生徒等とその保護者、教職員に対する教育相談を行うほか、不登校児童生徒の学校生活への復帰を手助けするため、集団活動を通じた適応指導を行います。	教育センター 養護教育センター
②	スクールソーシャルワーカー活用事業	児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	指導課
②	スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校などに対応するため、臨床心理士等が、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対する助言や情報提供を行い、相談体制を充実します。	指導課
③	放課後子ども教室	小学校の放課後において、地域の参画を得て、学習や交流などの体験機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習振興課
③	学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進	児童生徒に対し、地域ボランティアによる学習支援を行います。	学事課
③	子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業	N P O 法人「ちば教育夢工房」による、児童生徒への学習支援等を通して、円滑な学校運営を推進します。	指導課
④	キャリア教育の推進	小中学校及び高等学校において、社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力を育てるとともに、地域の企業等の事業への理解を深めてもらうために、職業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動を地域の様々な機関と連携して行います。また、大学、専門学校等の高等教育機関と連携して資格取得のための講座等の情報提供や e ラーニングを活用した就労や学び直し、キャリアアップに寄与する学習機会の提供など、個人生活の向上とともに、市民生活や地域産業経済を支える人材の育成にもつながる、キャリア教育を推進します。	指導課 生涯学習振興課
⑤	生活保護のうちの教育扶助費（小中学校給食費）	学校給食費を学校の長に対して直接支払い、目的とする費用に直接当てられるよう適切に実施します。	保護課
⑤	就学援助（給食費）	市立小中学校に就学する、経済的に困窮する世帯の児童生徒の保護者に対し、給食費の援助を行います。	保健体育課
⑤	食育の推進	学校給食を提供し、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成を図ります。	保健体育課

(2) 教育の機会均等の推進

家庭の経済状況にかかわらず、学習の機会均等を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や幼児教育の無償化の取組み等を推進します。

① 幼児教育の無償化の推進・質の向上

貧困の連鎖を防ぐため、すべての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組みを行い、子ども・子育て支援制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額について、世帯の所得状況を勘案し、負担の軽減を図ります。

また、子どもの発達や学びの連續性・一貫性を確保するため、推進指定校を中心としたモデル事業の実施により、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校における連携を進めるとともに、接続期におけるモデルカリキュラムの策定・普及促進等により、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続と体系的な教育に取り組みます。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組みを行うほか、学校、地域団体等との連携を図るとともに、子育てに関する不安や悩みを解消できるよう、学習の機会の提供や個別相談を通じ、家庭での教育を支援します。

② 就学支援の充実

義務教育段階における子どもの貧困対策として、必要な経済的支援を行うとともに、研修の実施により、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深め、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図ります。

また、特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援を図るほか、経済的な理由により就学が困難な市内在住の市立高等学校の生徒に対し、多様な教育活動に対応できるよう必要な学資を支給します。

③ 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援を実施します。

また、児童養護施設等で生活する子どもに対する学習支援を推進するほか、地域における放課後等の学習支援を推進し、充実していきます。

そのほか、安心して進学できるようにするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実を図ります。

④ 大学等進学の支援

ひとり親家庭等の児童に対して、母子父子寡婦福祉資金による就学支度金及び修学資金の貸付を行い、高校・大学等への進学を支援します。

また、児童養護施設等で生活する子どもが高等学校等を卒業し、大学等に進学する際などに支度金を支給し、自立を支援します。



	事業名	事業内容や取組み	所管課
①	私立幼稚園就園奨励費	幼児教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、園児の入園料・保育料を減免する私立幼稚園に対し、就園奨励費補助金を支給します。支給額については、世帯の所得の状況を勘案して設定し、特に低所得世帯や多子世帯、ひとり親世帯等の負担軽減を図ります。（未婚の母子に対するみなし寡婦控除あり）	幼保支援課
①	保育所・認定こども園等保育料	子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定し、特に低所得世帯の負担軽減を図ります。	幼保運営課
①	幼保小連携・接続の推進	子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するとともに、幼児期の教育の充実を図るため、指定校を中心とした連携・交流活動の定着・活性化、接続期のカリキュラムの作成・普及、家庭に向けた周知・啓発の実施等、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・接続の強化に取り組みます。	幼保支援課 幼保運営課 指導課
①	私立幼稚園等未就園児預かり事業補助	保育所などに在籍しない2歳児などが、集団生活を経験する機会を拡大するとともに、専業主婦（夫）家庭などの育児負担を軽減するため、私立幼稚園などが実施する未就園児預かり事業を助成します。	幼保支援課
①	子育て支援館管理運営	乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援するため、親子の遊びと交流の場の提供、相談、講座等を行います。	幼保支援課
①	地域子育て支援センター事業	育児・保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任保育士等を配置し、子育て親子の交流の場の提供、各種相談指導、子育てサークルへの支援、情報提供等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	幼保支援課
①	子育てリラックス館事業	子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、子育て中の親子が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で相互交流や相談等を行います。	幼保支援課
①	家庭教育支援事業の実施	学校、各地域団体、行政等との連携を図り、臨床心理士等の様々な講師を招いて、子育てに関する不安や悩みを解消できるよう、学習機会の提供や、個別相談を行います。	生涯学習振興課
②	就学援助	市立小中学校に就学する、経済的に困窮する世帯の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の支給や対象となる医療費、給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課
②	教職員研修事業【再掲】	研修により、教職員の実践的指導力や経営力を高めるとともに、社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。	教育センター 養護教育センター
②	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	指導課
②	特別支援教育就学奨励費	障害のある児童生徒の保護者に対し、世帯の経済状況（所得等）に応じて、学用品費等の支給や給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課
②	千葉市育英資金	市内在住で千葉市立高等学校に在学し、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、必要な学資を支給します。	企画課
③	生活保護世帯等学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮者世帯等の生徒に対し、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るために学習支援やその他助言などを行います。	保護課
③	生活保護のうちの教育扶助費（小中学校）	児童生徒のいる生活保護受給世帯に対し、教育扶助費（基準額、給食費、学習支援費及び教材代の定額並びに交通費及び校外活動参加費などの実費）を支給します。	保護課
③	児童養護施設措置費（教育費）	児童養護施設等に措置されている子どものうち、学習塾に通っている子どもの授業料（月謝）、講習会等の実費相当額を支給します。	こども家庭支援課
③	放課後子ども教室【再掲】	小学校の放課後において、地域の参画を得て、学習や交流などの体験機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習振興課
③	学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進【再掲】	児童生徒に対し、地域ボランティアによる学習支援を行います。	学事課
③	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	指導課
③	スクールカウンセラー活用事業【再掲】	いじめや不登校などに対応するため、臨床心理士等が、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対する助言や情報提供を行い、相談体制を充実します。	指導課
④	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	ひとり親家庭等に対し、就学支度資金や修学資金の貸付を行い、大学等への進学を支援します。（全13種の貸付あり）	こども家庭支援課
④	児童養護施設措置費（大学進学等自立生活支度費）	児童養護施設等に措置されている子どもが高等学校等を卒業し、大学等に進学するなど自立する際に支度金を支給します。	こども家庭支援課

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

家庭の貧困の状況が社会的孤立を深めることなく、子どもが健全に育成され、深刻な状況に陥ることのないよう配慮するとともに、保護者等の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備します。

① 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業において、相談を受け、必要に応じて適切な関係機関につなぎ、包括的な支援を行います。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活や就業等に関する必要な支援を行い、安心して子育てをしながら生活できる環境整備や相談体制の充実を図ります。

② 保育等の確保

就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応し、保育所等の整備や一体型を中心とした放課後子ども教室・放課後児童クラブ（子どもルーム）等の運営を行います。

また、ひとり親家庭への特別の配慮（優先入所、みなし寡婦控除）について、引き続き実施します。

③ 保護者の健康確保

育児や家事、身体及び精神面の健康管理など、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け、相談し支え合う場の提供を行います。

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を実施できるよう体制を強化します。

また、保健福祉センター等において、育児不安等で悩んでいる保護者に対して個別相談を行うほか、養育支援訪問等により、養育に関する相談、指導、助言等を行い、適切な養育が行われるよう支援していきます。

④ 住宅の支援

母子父子寡婦福祉資金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付により住宅確保の支援を行います。

市営住宅について、ひとり親世帯が優先的に入居できるような措置を講ずるほか、子育て世帯等について、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談を実施しており、こうした取組みにより居住の安定を支援していきます。

生活困窮者に対し、住宅確保給付金を支給し、住宅確保の支援を行います。



	事業名	事業内容や取組み	所管課
①	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計相談支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課
①	母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業相談）	専門の相談員が、就業等の自立支援に関するひとり親家庭の親の相談に応じ、それぞれの状況に応じて適切な助言や指導を行います。	こども家庭支援課
①	ひとり親家庭等日常生活支援事業	家事援助や保育等のサービスが必要になったひとり親家庭等に、生活支援員を派遣し、家事や保育等の援助を行います。	こども家庭支援課
①	生活支援講習会等事業	ひとり親家庭を支援するため、児童のしつけ・育児や養育費取得手続きなどをテーマにした、講習会と個別相談会を開催します。	こども家庭支援課
①	ひとり親家庭等相談支援事業	専門の相談員が離婚後の生活全般に関する相談に応じます。	こども家庭支援課
①	ひとり親家庭土日夜間電話相談事業	専門の相談員が、土日祝日の日中及び平日夜間に、ひとり親家庭の生活全般について、電話による相談業務を行います。	こども家庭支援課
①	身元保証人確保対策事業	児童養護施設や母子生活支援施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が、就職や住居を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結し、身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	こども家庭支援課
②	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）	就労等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	健全育成課
②	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業	希望するすべての児童に、安心・安全に過ごせる居場所を提供するとともに、学びのきっかけとなるような多様なプログラムに参加できるよう、一体型の放課後子ども教室・子どもルームを運営します。	生涯学習振興課 健全育成課
②	時間外保育（延長保育）事業	保育所等に入所している児童のうち、保護者の就労形態、残業等のやむを得ない理由により、定められた保育時間内では対応が困難な場合、時間外の保育を行います。	幼保運営課
②	幼稚園型一時預かり事業	私立幼稚園及び認定こども園が教育時間の前後に実施する「預かり保育」（一時預かり）に対し助成することにより、子育て支援を推進します。	幼保支援課
②	一時預かり事業	保護者の育児疲れ、急病、裁判員等に伴う一時的な保育やパートタイム勤務等就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、多様な保育需要に対応するため、一時預かり保育（不定期・定期）を行います。	幼保運営課
②	病児・病後児保育事業	保育所等へ通所中の児童が、病気回復期などであることから、集団保育又は家庭での育児が困難な場合に、その児童を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	幼保支援課
②	休日保育事業	保護者が就労等のため、日曜日・祝日等に保育を必要とする児童に対し、休日保育を行います。	幼保運営課
②	夜間保育事業	保護者が就労等のため、夜間保育所（おおむね午前11時から午後10時開所）における保育を必要とする児童に対し、夜間保育を行います。	幼保運営課
②	産休明け保育事業	産後休暇後（生後57日目から3か月まで）、就労により保育を必要とする児童を乳児保育を実施する全ての保育所（園）（地域型保育事業を実施する事業所を除く。）で受け入れを行います。	幼保運営課
②	子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備	潜在的な保育需要に対応し、将来にわたり待機児童ゼロを達成するため、計画的に保育所等を整備します。	幼保支援課
②	子育て短期支援事業	保護者が、育児疲れや冠婚葬祭などで一時的に子どもの養育をすることが困難となった場合、児童福祉施設等で子どもを養育し、子育てを支援します。	こども家庭支援課
②	ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業	ファミリー・サポート・センターを利用する際の利用料の一部を助成することにより、ひとり親家庭の就労支援・負担軽減を図ります。	幼保支援課
②	保育所等・子どもルームへの優先入所	ひとり親家庭の児童について、保育所等・子どもルームへの優先入所を実施します。	幼保運営課 健全育成課
②	保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減（みなし寡婦控除）	保育料、子どもルーム利用料及び私立幼稚園就園奨励費について、シングルマザー・ファザーに寡婦（夫）控除をみなし適用し、利用料等の軽減を図ります。	幼保運営課 健全育成課
③	ひとり親家庭等相談支援事業【再掲】	専門の相談員が離婚後の生活全般に関する相談に応じます。	こども家庭支援課
③	ひとり親家庭土日夜間電話相談事業【再掲】	専門の相談員が、土日祝日の日中及び平日夜間に、ひとり親家庭の生活全般について、電話による相談業務を行います。	こども家庭支援課
③	ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭の親等がお互いの悩みを打ち明け、相談し合う場づくりとして、情報交換事業を実施します。	こども家庭支援課

	事業名	事業内容や取組み	所管課
③	妊娠・出産包括支援	母子健康手帳交付時の面接を契機に、産後ケア等の事業を通じて、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援が実施できるよう支援体制を強化します。	健康支援課
③	エンゼルヘルパー派遣事業	母親が妊娠中又は出産直後で体調不良等のため、家事又は育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣し、家事又は育児を援助します。	幼保支援課
③	家庭児童相談	保健福祉センターに家庭相談員を配置し、子どもと家庭に関する様々な相談に応じます。	こども家庭支援課
③	児童家庭支援センター	地域に密着した相談・支援を強化するため、児童に関する家庭・地域住民等からの相談に対し、専門的な知識及び技術的な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に行います。	こども家庭支援課
③	育児ストレス相談	育児不安等で悩んでいる保護者を対象に、臨床心理士が個別相談を実施します。	健康支援課
③	養育支援訪問	保健師等の養育支援員が家庭を訪問し、保護者に対し、具体的な子育てに関する相談、指導を行います。	健康支援課
④	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、住宅資金及び転宅資金など13種の貸付を行い、ひとり親の自立促進につなげます。	こども家庭支援課
④	市営住宅入居時の優遇措置の推進	ひとり親家庭などについて、優先的に入居できるような措置を実施し、住宅支援を行います。	住宅整備課
④	民間賃貸住宅入居支援制度	ひとり親世帯等を対象に、不動産関係団体の協力のもと、入居を拒まない民間賃貸住宅を紹介します。また、本制度利用者を対象に、入居時に家賃保証会社を利用する場合の保証料の一部を助成します。	住宅政策課
④	住宅関連情報提供コーナー(すまいのコンシェルジュ)	市の市営住宅、県営住宅、UR都市機構の賃貸住宅など様々な住宅の情報を提供します。	住宅政策課
④	生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計相談支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課

(2) 子どもの生活支援

困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され、自立を図れるようにするため、望ましい食習慣や生活習慣を身に着けられるよう食育を推進するとともに、居場所づくりを行うほか、児童養護施設等の退所児童等の自立支援を行います。

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

児童養護施設等を退所予定または退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援を行うアフターケア事業を推進します。

また、児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、住居を賃借することができるよう身元保証人確保対策を行い、施設関係者への周知を図ります。

② 食育の推進に関する支援

保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

小・中学校においては、給食の提供により、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成を図ります。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において、発達段階に応じた食習慣が身に着いていない場合もあることから、小規模化等による家庭的養護の促進を図り、食をはじめとした生活習慣を身に着ける等、健やかな生育のための支援を行います。

なお、乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たすことから、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、食育の推進を図ります。

③ 子どもの生活支援や居場所づくり

複合的な課題を抱える生活困窮世帯等の子どもに対し、生活習慣や生活環境の改善、学習支援や進学相談などの支援を行う子どもナビゲーターを配置します。

また、その世帯に対し自立支援事業による包括的な支援を行います。

そのほか、就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応し、子どもが地域社会で健やかに育まれるよう環境づくり（居場所づくり）の整備を推進します。



	事業名	事業内容や取組み	所管課
①	退所児童等アフターケア事業	児童養護施設等を退所予定又は退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供します。	こども家庭支援課
①	身元保証人確保対策事業【再掲】	児童養護施設や母子生活支援施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が、就職や住居を賃借する際に、施設長等が身元保証人となつた場合の損害保険契約を締結し、身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	こども家庭支援課
②	食育の推進に関する支援	子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。	幼保運営課
②	保育所食育サイト（ＨＰ）	子育て世帯を対象に、保育所（こども園）の食事の紹介や乳幼児の食についての情報を提供します。	幼保運営課
②	食育の推進【再掲】	学校給食を提供し、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成を図ります。	保健体育課
②	家庭的養護の推進	児童養護施設等に措置された子どもたちが食をはじめとした生活習慣を身に付けるなど健全な育成が図れるよう、児童養護施設及び乳児院の小規模化を図るとともに、ファミリーホームの整備、里親への委託を促進し、家庭的養護の推進を図ります。	こども家庭支援課
②	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査における栄養指導等で、望ましい食習慣や生活習慣等食育の推進を図ります。	健康支援課
③	子どもナビゲーター	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	こども家庭支援課
③	生活保護世帯等学習支援事業【再掲】	生活保護世帯及び生活困窮者世帯等の生徒に対し、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援やその他助言などを行います。	保護課
③	生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計相談支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課
③	子どもの居場所に関する方針策定	こどもカフェ・子ども交流館・プレーパークの運営を行い、その実績をもとに子どもの居場所に関する方針を検討します。	こども企画課
③	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）【再掲】	就労等により屋間家庭に保護者のいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	健全育成課
③	放課後子ども教室【再掲】	小学校の放課後において、地域の参画を得て、学習や交流などの体験機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習振興課
③	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業【再掲】	希望するすべての児童に、安心・安全に過ごせる居場所を提供するとともに、学びのきっかけとなるような多様なプログラムに参加できるよう、一体型の放課後子ども教室・子どもルームを運営します。	生涯学習振興課 健全育成課

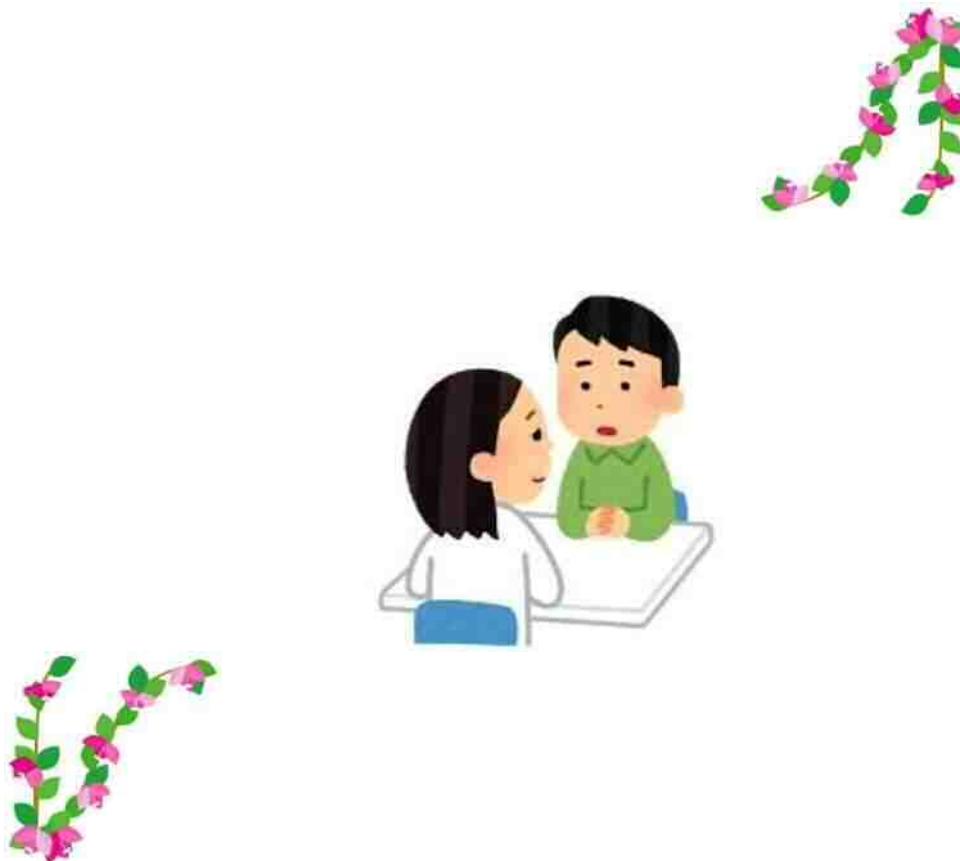
(3) 子どもの就労支援

児童養護施設等を退所予定または退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援を行うアフターケア事業を推進します。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、就労が有利になるための高校卒業程度認定資格講座の受講費を支給し、負担の軽減を図り、就業支援を促進します。

就労支援を必要とする子ども・若者に対し、個々の状況に応じて、就労相談や支援を行っている機関につなぐ支援を行います。

事業名	事業内容や取組み	所管課
退所児童等アフターケア事業 【再掲】	児童養護施設等を退所予定又は退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供します。	こども家庭支援課
身元保証人確保対策事業 【再掲】	児童養護施設や母子生活支援施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が、就職や住居を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結し、身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	こども家庭支援課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、受講修了時給付金及び合格時給付金を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課
子ども・若者総合相談事業	「千葉市子ども・若者総合相談センターLink」に、就労に関する悩みの相談があった場合、個々の状況に応じてハローワーク、地域若者サポートステーション等、就労相談・支援を行っている機関の紹介や同行支援を行います。	青少年サポートセンター
被保護者就労促進事業	就労支援に関するノウハウを持つ民間業者による雇用先の開拓や就労支援セミナーを実施し、就職及び就労継続に向けた支援を行います。	保護課
生活保護受給者等就労自立促進事業	千葉労働局、ハローワークと協定を結び、自立・就労サポートセンター窓口や出張相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。	保護課



3 保護者の就労・経済的支援

(1) 保護者に対する就労支援

生活の基盤を安定的に確保するため、保護者の就労を支援します。

① 保護者の就労支援

児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムの策定などのハローワークとの連携や高等職業訓練促進給付金事業等を通じ、就業を軸とした自立支援を図ります。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークとの協働により、きめ細やかな支援を図ります。

② 保護者の学び直しの支援

また、ひとり親家庭の親の学び直しを助け、就労に有利になるための講座等や高等学校卒業程度認定資格講座の受講費を支給し、就業支援を促進します。

③ 就労機会の確保

国に準じ、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、母子福祉団体からの役務の調達等に努めます。

	事業名	事業内容や取組み	所管課
①	母子家庭等就業・自立支援センター事業（母子・父子自立支援プログラム策定事業、就業支援講習会）	（母子・父子自立支援プログラム策定）専門の相談員が、就業など自立支援に関するひとり親家庭の親の相談に応じ、ハローワークと連携して、児童扶養手当受給者に対し、就業支援を行います。 （就業支援講習会）ひとり親家庭の母または父に対し、就業に有利な資格取得や知識の習得ができる講習会を開催し、就業支援を行います。	こども家庭支援課
①	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上指定された養成機関で修業する場合に促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	こども家庭支援課
①	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の母または父に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付を行います。	こども家庭支援課
①	被保護者就労促進事業【再掲】	就労支援に関するノウハウを持つ民間業者による雇用先の開拓や就労支援セミナーを実施し、就職及び就労継続に向けた支援を行います。	保護課
①	生活保護受給者等就労自立促進事業【再掲】	千葉労働局、ハローワークと協定を結び、自立・就労サポートセンター窓口や出張相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。	保護課
②	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が、職業能力開発のための指定講座を受講した場合に、講座終了後に受講料の一部を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課
②	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】	ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、受講修了時給付金及び合格時給付金を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課
③	ひとり親家庭生活支援等委託事業	千葉市母子寡婦福祉会に事業を委託し、母子福祉団体等からの役務の優先調達を実施しています。	こども家庭支援課
③	母子家庭の母等の雇用促進	本市の非常勤職員等を雇用する際に、母子家庭の母等を積極的に雇用するよう庁内関係各課に周知を図ります。	こども家庭支援課

(2) 経済的な支援

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、最低限の経済基盤や生活の場が保たれるよう支援を行います。

① 手当等の支給、各種負担の軽減など

ひとり親家庭に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、手当の支給や医療費の助成を行うほか、子育てに係る各種負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭に対し、母子父子寡婦福祉資金による生活資金や技能習得資金等の貸付を行い、経済的な自立を図る支援をします。

生活保護世帯の子どもが小学校、中学校、高等学校等に入学する際に入学準備のための費用を必要とする場合に必要な額を支給するほか、高等学校等に就学するための入学料及び入学考查料を支給するなど進学時の負担を軽減します。

② 養育費の確保に関する支援

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことであることから、養育費に関する相談支援を行います。

	事業名	事業内容や取組み	所管課
①	児童扶養手当支給事業	父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）等に手当を支給します。	こども家庭支援課
①	母子及び父子家庭等医療費助成事業	資格認定を受けたひとり親家庭等に対し、支払った医療費のうち、保険診療の自己負担分を償還払いにより、助成します。	こども家庭支援課
①	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）（減免・免除）	一定の基準を満たす低所得者世帯の子どもルーム利用料を減免または免除します。	健全育成課
①	保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減（みなし寡婦控除）【再掲】	保育料、子どもルーム利用料及び私立幼稚園就園奨励費について、シングルマザー・ファザーに寡婦（夫）控除をみなし適用し、利用料等の軽減を図ります。	幼保運営課 健全育成課
①	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、生活資金及び技能習得資金など13種の貸付を行い、ひとり親の自立促進につなげます。	こども家庭支援課
①	生活保護の入学準備金	小学校、中学校、高等学校等の入学の際、入学準備の費用を必要とする場合に、基準額の範囲内で必要な額を支給します。また、高等学校等に就学するための入学料及び入学考查料を1回限り支給します。	保護課
②	生活支援講習会等事業【再掲】	ひとり親家庭を支援するため、児童のしつけ・育児や養育費取得手続きなどをテーマにした、講習会と個別相談会を開催します。	こども家庭支援課
②	ひとり親家庭等相談支援事業【再掲】	専門の相談員が離婚後の生活全般に関する相談に応じます。	こども家庭支援課

4 連携体制等

(1) 連携体制の構築

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組みを検討します。

事業名	事業内容や取組み	所管課
生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計相談支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課
関係機関との連携	学校、警察、千葉市青少年補導員連絡協議会等、関係機関、団体、近隣他市との協力体制を強化して、子ども・若者を支援します。	青少年サポートセンター
子どもナビゲーター【再掲】	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	こども家庭支援課
要保護児童対策及びDV防止地域協議会	児童虐待の防止及びDV対策を目的として、関係機関が連携して対応できるよう、情報の共有と今後の処遇方針の協議を行います。	こども家庭支援課
雇用対策協定による労働局との連携	生活困窮者やひとり親家庭の母または父に対する就労支援を行うため、労働局（ハローワーク）との連携を強化します。	保護課 こども家庭支援課
里親制度推進（NPO等協働事業）	NPO団体と協働し、里親の扱い手の確保に係る広報・啓発や里親支援団体の育成等を行います。	児童相談所
NPO・地域団体等との連携	NPO団体や地域団体等との連携体制を構築します。	こども家庭支援課

(2) 支援人材の育成

保育士、幼稚園教諭、学校の教職員等、子どもを取り巻く環境に直接かかわる人員をはじめとして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等に、子どもの貧困に関する理解を深め、資質の向上を図るための研修の実施を推進します。

また、社会的養護の推進のため、里親支援専門相談員を配置するほか、里親人材の確保を図るとともに児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化に取り組みます。

事業名	事業内容や取組み	所管課
教職員研修事業【再掲】	研修により、教職員の実践的指導力や経営力を高めるとともに、社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。	教育センター 養護教育センター
ケースワーカーや就労支援員等に対する研修	ケースワーカーや就労支援員等に対し、研修を行うとともに、外部機関による研修への派遣を行い、支援にあたる職員等の資質向上を図ります。	保護課
母子・父子自立支援員、母子家庭等就業相談員への研修	ひとり親家庭の母または父の修業と自立を支援するための相談に応じる専門相談員を外部機関による研修に派遣し、相談員の資質向上を図ります。	こども家庭支援課
個別研修における子どもの貧困対策の強化	保育士や教職員・ケースワーカー等、子どもや家庭に関わる支援者に実施している個別研修において、子どもの貧困問題や「気づき、つなげる」ための知識等の視点を盛り込んでいきます。	こども家庭支援課
里親支援専門相談員配置	里親委託の推進や里親への支援を充実させるため、市内の児童養護施設3施設に里親支援専門相談員を配置します。	こども家庭支援課
里親委託等推進	家庭的養護の推進のため、新たに里親になる人材の発掘、確保に努めます。また、里親とのマッチング、里親家庭への訪問等による支援、里親の養育技術等の向上のための研修等を行います。	児童相談所
児童相談所職員の専門性を強化するための研修	児童相談所職員の専門性を強化するための研修などを行い、相談機能の強化を図ります。	児童相談所

(3) 社会全体での子どもの支援

社会全体で子どもを支援し、また、様々な支援制度の利用促進を図るため、地方公共団体、民間の企業及び団体等によるネットワークを構築し、官公民の連携・支援体制を推進します。

また、このような取組みや既存の制度及び施策等について積極的な情報発信を行います。

事業名	事業内容や取組み	所管課
子どもの貧困対策に関する情報発信	社会全体で子どもを支援し、また、様々な支援制度の利用促進を図るため、子どもの貧困対策に関する情報を発信します。	こども家庭支援課
市内事業所・NPO・地域団体等との連携・支援（子ども食堂、インターナンシップ等各種自立支援策 等）	地方公共団体と民間の企業及び団体等によるネットワークを構築し、子ども食堂の設置や、インターナンシップの受入れなど、官公民の連携と支援体制を確立します。	こども家庭支援課

(4) 子どもの貧困対策に関する情報の収集

国が提供する全国的な子どもの貧困の実態や特色ある先進施策の事例などの情報収集や分析を積極的に行い、本市の実情にあった施策の企画、立案に努めます。

事業名	事業内容や取組み	所管課
情報収集	子どもの貧困対策会議、子供の貧困対策フォーラム、子供の未来応援プロジェクト、子供の未来応援国民運動などの動向に注視するとともに、他自治体の好事例や先進事例の情報収集に努めます。	こども家庭支援課

